

令和4年12月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

**電気足温器、電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について**

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
（うち石油ストーブ（開放式）1件、石油ストーブ（密閉式）1件）
  
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 8件  
（うち電子式冷蔵庫（ワイン用）1件、照明器具1件、  
ACアダプター（液晶テレビ用）1件、扇風機1件、電気足温器1件、  
電気ストーブ（カーボンヒーター）1件、電動アシスト自転車1件、  
ポータブル電源（リチウムイオン）1件）
  
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 14件  
（うちエアコン（室外機）1件、歩行車1件、ノートパソコン1件、  
電動アシスト自転車1件、電気洗濯機1件、マッサージ器（充電式）1件、  
電子レンジ1件、電動工具（ドライバー、充電式）1件、  
温水洗浄便座1件、自転車1件、リチウム電池内蔵充電器1件、  
バッテリー（リチウムイオン、高圧洗浄機用）3件）
  
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし  
  
1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900218、A202000780、A202100617、A202100666、A202100676、A202100769を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200703	令和4年12月2日	令和4年12月13日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202200704	令和4年10月24日	令和4年12月13日	歩行車	重傷1名	当該製品を下り坂で使用し、左ブレーキが効かず、転倒し、足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年12月5日
A202200705	令和4年10月22日	令和4年12月13日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	奈良県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月31日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202200707	令和4年10月26日	令和4年12月13日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、腰を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	香川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年12月3日
A202200708	令和4年11月3日	令和4年12月13日	電気洗濯機	火災	建物1棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和4年12月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年11月30日
A202200709	令和4年11月13日	令和4年12月13日	マッサージ器(充電式)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和4年11月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年12月7日
A202200710	令和4年11月30日	令和4年12月13日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200711	令和4年10月24日	令和4年12月14日	電動工具(ドライバ、充電式)	火災	宿泊施設で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意